

1. 会合名	自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ（第 45 回）
2. 日 時	平成 27 年 10 月 29 日（木）午前 10 時 00 分 ～ 午前 11 時 10 分
3. 議 案	1. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関する Q & A」の改訂について 2. その他
4. 主な内容	「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関する Q & A（以下、『犯収法 Q & A』）」の事務局案について、WG で確認し、検討した。 1. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関する Q & A」の改訂について （主な意見等） ・ Q 1 ③について、「リスク評価書」という文言は犯収法施行規則には規定がないが、何を指しているのか。また、「必要な監査」というのは必要な取引時確認が行われているかの事後的な監査という意味での記載と理解しているが、それ以外の方法も考えられるので、調査方法を限定するような記載はしない方がよいのではないか。 ⇒ 「リスク評価書」とは、犯罪収益移転危険度調査書を受けて各事業者が作成する各取引の犯罪収益移転の危険性を評価した「特定事業者作成書面等」を指している。「必要な監査」については、必要な取引時確認の有無の具体的な調査方法は各事業者で異なるものではあるが、法令上努力義務として求められているため、記載している。（事務局） ⇒ 「リスク評価書」という文言については、犯収法施行規則第 32 条第 1 項第 2 号の文言（特定事業者作成書面等）に合わせた方がわかりやすいのではないかと。 ⇒ そのように修正する。（事務局） ・ Q 1 について、統括管理者についても記載してはどうか。 ⇒ 「統括管理者」は平成 27 年改正のポイントのひとつであり、記載することとしたい。記載内容については、事務局で検討する。 ・ Q 1 ④について、「代表者等も範囲に入ったことにより」という記載は削除してはどうか。実質的支配者を安易に代表者にしてはいけないという警察庁のパブコメの趣旨に反するのではないかと。 ⇒ 削除する。 ・ Q 1 について、平成 23 年犯収法改正時からの顧客への対応に関する備忘録として、平成 23 年犯収法改正のポイントも記載しているが、それでよいか。（事務局）

	⇒平成 23 年改正のポイントは記載したうえで、平成 27 年改正で変更された箇所毎に注釈で補記することにしてはどうか。 ⇒そのように対応する。(事務局) ・ Q 2 (2) の A について、対応が必要なのか不要なのかわかりづらいため、明確化してはどうか。 ⇒修正する。(事務局) ・ Q 2 (4) は警察庁のパブコメと平仄が合っていないのではないか。 ⇒意図的に簡潔な記載としたために、読み方によってはそのように受け取られるかもしれない。パブコメ No. 138 (平成 27 年) の記載に合わせることにする。 ・ Q 2 (5) については、既存顧客についても確認する必要があるという趣旨でよい。 ⇒その趣旨でよい。(事務局) ・ Q 新 1 ①について、実質的支配者の間接保有分に係る計算方法の記載がわかりづらい。後記の Q において具体例が示されており、なお書き部分(なお、当該法人の議決権の 50%超(略)留意が必要である。)については削除してはどうか。 ⇒なお書き部分については削除し、必要に応じて Q 新 2 の記載をわかりやすくすることを検討する。 ・ Q 新 6 について、例えば、顧客等が必要な確認をすることなく、単にその時点で知らないことを以て、議決権保有者が不明と判断する等の安易な判断を防止するため、記載を工夫すべきではないか。 ⇒修正する。(事務局) ・ Q31 について、「アルジェリア、ミャンマー」と個別の国名を記載すると、今後犯罪収益移転危険度調査書において指定国が変更された場合に、犯収法 Q & A と同調査書の記載が相違するおそれがあるため、削除してはどうか。 ⇒指定国を削除するのではなく、いつの時点における指定国かを記載すれば、誤解を防ぎつつ、わかりやすい記載になるのではないか。 ⇒個別の国名については、回答本文からは削除し、回答本文の後に、いつの時点のものがわかるような形で記載する。(事務局) 2. その他 特になし。 以 上
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する 問い合わせ先	自主規制企画部 (03-3667-8470)